東松山市雨水流出抑制施設設置基準（雨水放流可能区域外）

（目的）
第１条　この基準は、雨水流出抑制施設の設置に関し必要な事項を定める事により、大雨による水害の防止及び地下水の涵養を図ることを目的とする。

（定義）
第２条　この基準において雨水流出抑制施設とは、雨水を一時的に貯留し地下に浸透させる機能を有する雨水浸透施設をいう。

（適用区域）
第３条　この基準は、市街化調整区域及び市街化区域で雨水放流可能区域外の区域に適用する。

（適用行為）
第４条　この基準は、前条で規定する区域内で行う５００ｍ^{2}以上１０，０００ｍ^{2}未満の開発行為等で、開発許可及び用途変更の申請のため雨水流出抑制施設台帳の添付が必要なものに適用する。なお、５００ｍ^{2}未満の開発行為等については、本基準は適用しないが、雨水の流出抑制に努めるものとする。

（手続）
第５条　前条で規定する行為を行う者は、「雨水流出抑制施設台帳」（様式第１号）を市長に提出しなければならない。

２　前条の「雨水流出抑制施設台帳」の内容に変更が生じた場合は、「雨水流出抑制施設台帳変更届出書」（様式第２号）を市長に提出しなければならない。ただし、次の各号で定める変更をしようとするときは、この限りではない。

⑴　開発の名称及び工事施工者の変更

⑵　雨水の流出抑制に関係のない施設の変更

⑶　敷地の面積変更を伴わない求積図の数値や辺長等の変更

⑷　前３号に掲げるもののほか、市長が提出を不要と認めるもの

３　雨水流出抑制施設台帳で計画した行為を取りやめる場合は、「雨水流出抑制施設台帳廃止届出書」（様式第３号）を市長に提出しなければならない。

（雨水の処理）
第６条　開発区域等に降る雨水は、雨水流出抑制施設により原則としてその区域内で処理するものとし、その処理量は次条の対策量を上回るように設置するものとする。

（雨水の対策量）
第７条　雨水の対策量は次式により算出する。なお、算出については当該各号を適用する。

Ｑ＝１／１０００×Ｃ×Ｉ×Ａ

Ｑ：雨水の対策量（ｍ^3／ｈｒ）

Ｃ：総括流出係数

Ｉ：平均降雨強度（５年確率）＝５７（ｍｍ／ｈｒ）

Ａ：集水面積（ｍ^2）

⑴　総括流出係数は、表１に示す工種別基礎流出係数から集水面積全体を加重平均して算出する。

表１　工種別基礎流出係数

工種別	流出係数	工種別	流出係数
屋根	０．９０	芝、樹木の多い公園	０．１５
道路	０．８５	勾配の緩い山地	０．３０
その他の不透水面	０．８０	勾配の急な山地	０．５０
透水性舗装	０．７０	水面	１．００
間地（空地）	０．２０		

⑵　自己用住宅及び分譲住宅における総括流出係数の算出では、集水面積に建ぺい率を乗じたものを屋根の面積とし、残りの面積に対しては、流出係数を０．５０として加重平均することができる。

⑶　分譲住宅において、開発帰属道路として市に寄附する予定の道路がある場合は開発区域の面積から開発帰属道路の面積を除外したものを集水面積として、雨水の対策量を算定することができる。

（雨水流出抑制施設）

第８条　雨水流出抑制施設の構造及び比浸透量の算出は、公益社団法人雨水貯留浸透技術協会の「雨水浸透施設技術指針［案］」を準用する。なお、これに基づかない場合は、根拠となる資料を提出するものとする。

（雨水流出抑制施設の処理量）

第９条　雨水流出抑制施設の処理量は、浸透量及び貯留量の合計とする。なお、土壌の飽和透水係数は、埼玉県浸透能力マップ等を参考に０．１０８ｍ／ｈｒとするが、開発区域等での現地浸透試験結果等により求めた値とすることもできる。また、影響係数は地下水位の影響による低減係数０．９０、雨水流出抑制施設の目詰まり等による低減係数を０．９０とし、その２つの係数を乗じた０．８１とする。

⑴　浸透量は、基準浸透量から施設の延長及び個数により算出する。

基準浸透量は次式により算出する。

Ｑｆ＝ Ｋ×ｆ×Ｅ

Ｑｆ：基準浸透量（$ｍ^3$／ｈｒ）

Ｋ　：比浸透量（$ｍ^2$）

ｆ　：土壌の飽和透水係数（０．１０８ｍ／ｈｒ）

Ｅ　：影響係数（０．８１）

⑵　貯留量は、本体貯留量及び砕石部等の空隙貯留量の合計とし次式により算出する。なお、空隙率は表２に示す材料別空隙率を用いる。

貯留量　＝ 透水管及びます本体の空体積 ＋ 砕石部等の体積 × 空隙率

表２　材料別空隙率

材料	空隙率
単粒度砕石（３号、４号）	３５％
プラスチック製貯留材等　※	使用する製品のカタログ値

※点検・清掃用の人孔を備えていることが望ましい。

（雨水流出抑制施設の設置位置）

第１０条　雨水流出抑制施設を設置する位置は、雨水流出抑制に効果的で、かつ、隣地境界、擁壁等への影響を配慮した位置とし、施設間の相互干渉を防ぐため、１．５ｍ以上距離をおいて施設を設置するものとする。ただし、浸透トレンチの両端に設置する管理用の浸透ますの場合は、この限りではない。この管理用の浸透ますについては、浸透トレンチと接する面は浸透しないものとして浸透量を算出するものとする。

（雨水流出抑制施設の設置禁止箇所）

第１１条　雨水流出抑制施設は、次の場所に設置してはならない。

⑴　急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和４４年法律第５７号）第３条により指定される急傾斜地崩壊危険区域

⑵　地すべり等防止法（昭和３３年法律第３０号）第３条により指定される地すべり防止区域

⑶　砂防法（明治３０年法律第２９号）第２条により指定される砂防指定地

⑷　傾斜地近傍箇所（図１参照）

⑸　建築物、特定工作物及び擁壁等の構造物から０．３ｍ未満の箇所、隣地境界から１ｍ未満の箇所（図２参照）

⑹　湛水区域（埼玉県作成の湛水想定図参照）

（盛土地盤への雨水流出抑制施設の設置）

第１２条　原則として盛土地盤へ雨水流出抑制施設を設置してはならないが、やむを得ず設置する場合は、盛土地盤を良質土で締固め、透水試験を行い土壌の飽和透水係数が０．１０８ｍ／ｈｒ以上となるようにするものとする。

（雨水流出抑制施設の機能の確保）

第１３条　雨水流出抑制施設の所有者等は、当該雨水流出抑制施設の有する機能を維持するよう定期的な清掃の実施に努めるものとする。

（その他）

第１４条　第４条に定める適用行為で、この基準による雨水流出抑制計画が困難な場合は、担当課と協議するものとする。

附　則

この基準は、令和３年１月４日から適用する。

図１　傾斜地近傍箇所

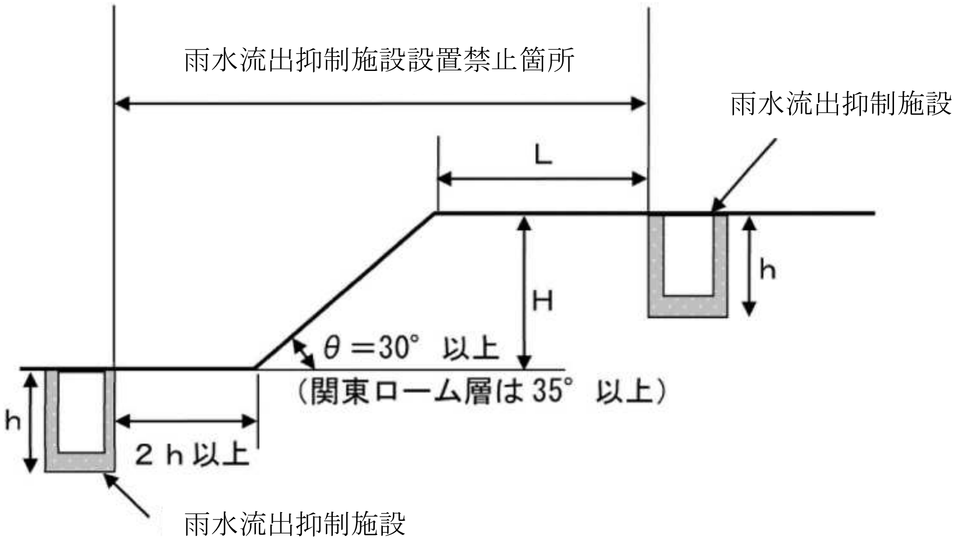

高さＨ	斜面角度θ	距離Ｌ
２ｍ以上	30°以上 70°未満	１ｍもしくは２ｈの大きい方
	70°以上	２ｍもしくは２ｈの大きい方
１ｍ以上２ｍ未満	—	１ｍ
１ｍ未満	—	０．３ｍ
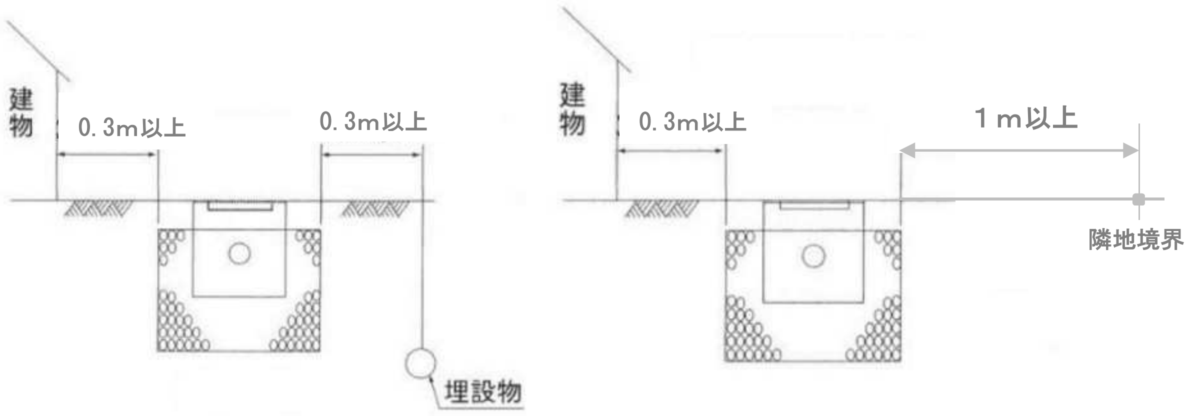
図２　構造物からの離隔基準